

**連合群馬**

# **第3次男女平等参画推進計画**



**2013年2月**

**日本労働組合総連合会・群馬県連合会**

## はじめに

連合は結成以来、男女平等参画推進に向けた取り組みを進めてきており、1991年には第1次男女平等参画計画を策定し、この間2回の見直しを行い、「仕事の場での男女の平等参画の実現」と「仕事と生活の調和」を目的とした第3次推進計画を策定し、2006年11月から具体的な取り組みを展開してきています。

連合群馬においても、本部方針を踏まえ、1991年に策定した「男女平等参画推進計画」に基づき県内における参画推進に向けた取り組みを強化するため、2002年4月には「連合群馬 男女平等参画推進計画」を策定し、取り組み期間が終了することから、これまでの課題を整理する中で、第1次推進計画がめざした目標に向けてさらに継続的に取り組むため、第2次推進計画を策定し取り組みを展開してきました。

そして、この間の取り組みを検証・総括するため、2012年3月～4月にかけて各産別・単組を対象にした実態調査を展開し、①単組内における男女平等参画推進計画が策定されていない、②男女平等参画に向けた論議の場が設定されていない、③男女平等参画の必要性は認識しているものの実行が伴わないなどの課題を確認しました。

これらの課題を受けて、第3次推進計画では第2次推進計画を大きく変更することなく、男女平等参画に向けた環境整備や意識改革の取り組みを補強し、産別を超えた交流や情報交換に力点を置くべく見直しを行いました。

今回の第3次推進計画の取り組み期間は、2013年2月～2018年10月までの期間としますが、2年毎に計画の実施・進捗状況を点検し必要があれば見直すこととしています。

産別・単組においては、本推進計画の実現に向けてご協力いただくとともに、自らも参画推進計画も策定・展開する中で、男女平等参画社会を実現して行きましょう。

2013年2月

日本労働組合総連合会・群馬県連合会

## 計画推進に向けたポイント

### 男女平等参画推進委員会の設置

男女平等参画推進を進める上で、活動論議を行い、計画に沿った活動がされているかを点検し、より実効性を高める役割を果たすものとする。推進委員会は、年2回程度委員長が召集し開催する。

2年ごとに計画の見直しを含め総点検し、取り組み結果を報告することとします。

### 実態把握

構成組織の現状や組合役員への参画、活動・行事に参加できない声をしっかり把握し、実情に合せた取り組みを展開するために、連合群馬構成組織一覧の見直しに合せ、女性参画状況の実態調査を行い現状把握します。合せて構成組織から連合群馬への要望把握と調査結果を分析し、参画・参加しやすい取り組みを展開し、一定割合での女性参加を求め、女性参画比率高揚に向けた取り組みを展開します。

### 情報提供

男女平等に関わる諸課題に対する取り組みを従来にも増して情報提供を行い、活動への理解と自らの実践・参加を推進するため、機関紙への掲載等、構成組織と連携し理解活動に努めます。

また、教宣器材を活用し、県民への周知・理解活動も積極的に展開します。

### 女性活動強化

男女が互いを理解し共存していくために、従来にも増した活動への参画・参加と女性の声を活動に反映し、自らの手による運営と実態調査結果のニーズに対する活動を展開します。

### リーダー育成

この社会を担うのは性別を超えて、責任と役割を果たすことが求められており、リーダーは経験や能力・行動力を兼ね備えていなければなりません。

常日頃から各種セミナーや養成講座、産別の枠を越えた意見交換の場の提供や研修会を積極的に開催します。

## 意思決定・決議機関への女性参加

男女がいっしょになってこの社会を支えていくためには、女性の声や考え方も意思決定・決議機関で反映しなければなりません。意思決定・決議機関への参画が第一ですが、特別枠・傍聴枠を更に拡大し、女性参画を推進します。

## 女性役員登用

役員の登用も女性の声や考え方を反映するために取り組まなければならない課題ですが、現状は大変難しく、将来を見据えた四役への登用に向け、特別枠を含めた検討が必要です。

また、専門委員会への更なる参画へ向け、積極的に取り組みます。

## 審議会等への参加

国や県の取り組みについてもそれぞれの立場で女性の考えを取り入れる必要があります。労働局や県と連携する中で積極的に女性を推薦し、男性のみの審議会を無くす取り組みを展開します。

## 環境整備と意識改革

男性・女性も仕事と生活の調和を目指し、仕事や労働組合活動のあり方の検証と、女性組合員が組合活動への参加意識を向上させるための取り組みの必要があります。

女性の職場活動家を育てていくための環境整備と意識改革へ取り組むための情報交換やセミナーなどの取り組みを展開することとします。

### 第3次男女平等参画推進行動計画

(第3次 2012.11～2018.10)

項 目	連合群馬		構成組織 の取り組み
	取り組み	構成組織との連携	
男女平等 参画推進 委員会の 設置	① 推進状況の点検、 見直し	① 推進計画と執行活動の整合性の 確認 ② 6ヶ月ごとに取り組みを確認 ③ 2年ごとに推進計画の総点検 ④ 自治体計画の取り組み把握 (男女平等参画計画、次世代育 成支援対策推進法)	① <b>三役を委員長に男女で 構成する特別委員会を 設置し、推進・行動計 画の策定</b> ② 推進状況の点検
実態把握	① 定期的な組織調査 およびニーズ把握 ② 各種集会などでの 男女比率	① 男女別組合員数の調査 ② 組合各級機関における役員の男 女比率調査 ③ 最高決議機関での女性代議員数 調査 ④ 各種集会等での男女比率調査	① 男女別組合員数の調査 ② 組合各級機関の役員の 男女比率調査 ③ 大会女性代議員数の調 査 ④ 各種集会等での男女比 率調査
情報提供	① 男女平等に関わる 教宣器材などの提 供 ② 情報公開と情報の 共有化	① 男女平等に関わる諸課題に対す る教育・宣伝器材等の提供、機 関紙「あぶろうち」への掲載 ② 情報公開と情報の共有化 ③ 男女平等参画のためのキャン ペーン活動の展開	① 男女平等に関わる諸課 題に対する教育・宣伝 器材、機関紙への掲載 ② 情報公開と情報の共有 化 ③ 男女平等参画のための キャンペーン活動の展 開や積極的な参加
女性活動 強化	① 全構成組織からの 参加を要請 ② 女性委員会自らが 企画・実践行動を 行う ③ 地域協議会への女 性委員会の設置	<b>① 全構成組織からの積極的な派遣</b> ② ニーズにあった行事企画・立案 ③ 産別を越えた交流機会の提供 ④ 地域協議会と連携し、女性委員 会の設置・拡大	① 連合群馬女性委員会へ の参画と各種行事への 積極的な参加・派遣 ② 先行事例の水平展開の 努力と工夫 ③ 地域での委員会に対す る役員の派遣・協力
リーダー 育成	① セミナーの開催 ② リーダー育成講 座・研修会の開催 ③ 先行事例の紹介	① タイムリーな課題をテーマにし たセミナーの開催 ② 役員・女性を対象としたリーダ ー育成講座の開催・紹介 ③ 先行労組との交流・意見交換	① リーダー育成に向けた 各種セミナー・研修の 開催 ② 各種研修会・講座・セ ミナーへの積極的な参 加・派遣努力 ③ 先行事例の水平展開に 向けた取り組み
意思決 定・決議 機関への 女性参加	① 大会・年次大会等 への女性の参加 ② 大会等、議長など への女性の登用	① 女性代議員の拡大 ② オブザーバー枠等の有効活用 ③ 女性意見が反映できる仕組みづ くり ④ 大会役員等への女性登用	① 女性代議員の拡大 ② 特別執行委員、特別代 議員枠等の設置・拡充 ③ 女性意見が反映できる 仕組みづくり

項 目	連合群馬		構成組織 の取り組み
	取り組み	構成組織との連携	
女性役員 登用	①連合群馬四役への 登用検討 ②執行委員会女性比 率の向上 ③各専門委員会への 女性参画	①推進計画を進めつつ四役への登 用を検討 ②現行2名をさらに増員する ③全専門委員会への女性代表の参 画	①役員派遣に向けた環境 整備 ②単組、支部役員への登 用・拡大 ③構成組織推進計画に添 った取り組みの展開
審議会等 への参加	①すべての審議会へ の女性の推薦・参 画 ②審議会委員のフォ ローアップ ③審議委員のための オリエンテーショ ンの実施	①全ての審議会へ女性を含め推薦 し、全てに女性審議委員を誕生 させる ②審議会参加に向けた環境整備	①審議会等への女性委員 の推薦を積極的にすす める ②審議会参加に向けた環 境整備
環 境 整 備 と 意 識 改 革	①情報提供 ②セミナーの開催	①男女平等（仕事や組合活動のあ り方の見直し）に関する情報提 供 ②女性役員の事例提供 ③参加しやすいセミナーの開催 （地域との連携）	①働き方や労組の活動ス タイルの見直し ②男女平等や女性役員の 事例などの情報提供 ③セミナーの開催

**【沿革】**

年 月 日	見 直 し 内 容
2002年4月	男女平等参画推進計画策定
2006年10月10日	第2次男女平等参画推進計画策定
2013年 2月12日	第3次男女平等参画推進計画策定